



登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	一般社団法人七尾労働基準協会
登録教習機関の住所	石川県七尾市小島町西部 19 番 2
代表者職氏名	会長 杉野 哲也
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	一般社団法人七尾労働基準協会 石川県七尾市小島町西部 19 番 2
行うことができる技能講習	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
登録年月日	令和 8 年 3 月 10 日
登録の有効期間の満了日	令和 13 年 3 月 9 日
登録番号	第 203 号

令和 8 年 3 月 10 日

石 川 労 働 局 長

